

救急告示病院 (災害医療協力病院) 習志野第一病院 津田沼中央総合病院 谷津保健病院 災害拠点病院 済生会習志野病院	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況把握 EMISに緊急時情報登録 (1時間以内) 傷病者発生状況と受入態勢・被災状況を災害医療本部へ報告 各病院の災害時マニュアルに沿って活動 必要時アマチュア無線を用いた情報伝達手段を使用 	<ul style="list-style-type: none"> EMISに詳細情報登録 (随時更新 2～3時間毎必ず) 各病院の災害時マニュアルに沿って活動 必要に応じて応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> EMISに詳細情報登録 (随時更新 2～3時間毎必ず) 各病院の災害時マニュアルに沿って活動 必要に応じて応援要請 DMAT受入
透析対応病院 (医院) 津田沼中央総合病院 津田沼医院 谷津保健病院	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況把握 日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録 各病院の災害時マニュアルに沿って活動 	<ul style="list-style-type: none"> 日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録(随時更新) 各病院の災害時マニュアルに沿って活動 必要に応じて応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録(随時更新) 各病院の災害時マニュアルに沿って活動 必要に応じて応援要請

第2節 習志野市災害医療本部の活動内容

1 概要

市医療本部は、市災害対策本部が設置された場合に、市災害対策本部と連携し、市内における医療救護活動の総合調整を行います。

2 組織及び役割

(1) 本部長〔健康福祉部 次長〕

千葉県や関係機関及び市災害対策本部との調整、また必要に応じた応急救護所設置の指示など、市医療本部の指揮を執ります。

(2) 本部事務局〔健康福祉部(健康支援課)〕

情報の収集及び関係機関との連絡・調整、必要な資機材・医薬品・衛生材料等の確保、水・食料等の物資の確保などを実施します。

(3) 派遣要員〔災害医療コーディネーター(指定された医師)〕

千葉県、近県から派遣される医療救護班やDMATなどの応援隊の受入れ、救急告示病院(災害医療協力病院)の受入れ状況の把握など、市全域に係る医療救護活動の総合調整を実施します。

(4) 派遣機関〔習志野市医師会〕

医師会長又は代理者を派遣し、各会員(医師)への連絡・調整を実施します。

(5) 派遣機関〔習志野市歯科医師会〕

歯科医師会長又は代理者を派遣し、各会員(歯科医師)への連絡・調整を実施します。

(6) 派遣機関〔習志野市薬剤師会〕

薬剤師会長又は代理者を派遣し、各会員(薬剤師)への連絡・調整を実施し

ます。

(7) 派遣要員 [習志野市アマチュア無線非常時通信連絡会]

代表者または代理者を派遣し、各会員への連絡・調整を実施します。

3 要員の参集

市医療本部の各要員は、地域防災計画に準じて、災害の種別に応じ、次の基準で習志野市庁舎グランドフロア会議室に参集します。

【参集基準】

災害種別	参集時期（自動・指示）
地震 （習志野市で震度5強以上観測）	各自で震度や特別警報等の発表（発令）を確認後、自動的に参集
津波 （東京湾内に大津波警報（特別警報）発表）	
東海地震警戒宣言発令	
風水害等 （習志野市に気象の特別警報発表）	
その他、市災害対策本部長が必要と認めた時（大規模事故等も含む）	必要に応じて電話等による連絡網で参集の指示を受けた場合に参集

※ 震度が確認できない場合等で参集の判断ができないときは、進んで各参集場所に参集する。

4 設置等

(1) 設置基準

地震等の自然災害時は地域防災計画に定めた市災害対策本部設置基準に準じ、市災害対策本部が設置された場合に設置します。

その他、大規模事故等の有事の際には、市災害対策本部長が必要と認めた時に速やかに設置することとします。

(2) 設置場所

第1順位：習志野市庁舎グランドフロア会議室

第2順位：習志野市保健会館

(3) 本部長及び本部長代理

本部長は健康福祉部 次長とし、必要に応じて代理を充てます。

第1順位：健康支援課長

第2順位：健康支援課医療担当主幹

(4) 使用する備品等の準備

情報活動のための通信機器・PC、情報整理のための備品（ホワイトボード、記録用紙、地図等）、夜間や停電時の対応のための照明（懐中電灯等）等を準備します。

5 活動事項

- (1) 三師会、医療機関等の被害状況の把握と整理
- (2) 応急救護所の設置検討・指示
- (3) 応急救護所の設置・運営
- (4) 医療機関の傷病者受入態勢に係る情報収集、EMISの代行入力(県にFAX)
- (5) 医薬品・衛生材料の輸送、各要員の派遣
- (6) 医療機関、応急救護所の傷病者の把握、搬送手段、搬送先の調整
- (7) 医薬品・衛生材料の流通状況、補充調整、調達
- (8) 市災害対策本部への報告・調整
- (9) 関係機関との情報交換・調整
- (10) 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
- (11) 広報・情報活動
- (12) 千葉県災害医療本部との情報共有及び調整
- (13) 千葉県医療救護班受援、DMAT受援に係る情報収集
- (14) 市内避難所への医師、歯科医師、薬剤師、助産師の派遣・往診等の調整
- (15) 遺体の検視検案に係る調整
- (16) その他、状況に応じた必要事項

6 留意事項

市医療本部や応急救護所等の医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について市災害対策本部と連携し、対応することとします。

第3節 応急救護所の活動内容

1 概要

応急救護所は、災害発生時から数時間以内に、あらかじめ指定した場所に設置し、被災住民のトリアージと応急処置及び傷病者の搬送等円滑な医療救護活動を行うための拠点として位置付け、アマチュア無線等を利用し情報連携を密に行い、市医療本部への報告と指示を受け、医療救護班長（医師）の指揮の下、医療救護活動を実施します。

2 組織及び役割

組織に基づく次の役割を基本とし、各要員が協力して実施するものとします。

(1) 責任者〔医療救護班長（医師）〕

傷病者の受入れや派遣要員の調整、また市医療本部との連絡・調整、搬送先医療機関の選定など、応急救護所の指揮を執ります。

(2) 派遣要員〔医師・看護師〕

トリアージにより傷病者の緊急度を見極め、重症者・中等症者の病院への搬送指示、軽症者等の応急処置等を実施します。

(3) 派遣要員〔歯科医師〕

医師や看護師と協力し、トリアージや軽症者の応急処置等を実施します。

(4) 派遣要員 [薬剤師]

医師や看護師と協力し、トリアージや軽症者の応急処置の補助及び、使用する薬剤の選定、医薬品・衛生材料の管理、不足薬品の要請等を実施します。

(5) 派遣要員 [市職員 (保健師・事務職等)]

医師や看護師と協力し、トリアージや軽症者の応急処置の補助及び、市医療本部との連絡・調整、ボランティアの要請、搬送の調整等を実施します。

(6) 派遣要員 [アマチュア無線連絡会会員]

応急救護所と市医療本部と救急告示病院の連絡ツールとしてのアマチュア無線 (音声・画像) に係る運用の補佐をします。

3 要員の参集

応急救護所の各要員は、地域防災計画に準じて、災害の種別に応じ、次の基準で各応急救護所に参集します。市職員は、一旦市庁舎に参集し、携帯電話及び必要な資機材等を携行して、各応急救護所へ向かいます。

【参集基準】

災害種別	参集時期 (自動・指示)
地震 (習志野市で震度5強以上観測)	各自で震度を確認後、自動的に参集
津波 (東京湾内に大津波警報(特別警報)発表)	必要に応じて電話等による連絡網で参集の指示を受けた場合に参集
東海地震警戒宣言発令	
風水害等 (習志野市に気象の特別警報発表)	
その他、市医療本部長 (健康福祉部次長) が必要と認めた時 (大規模事故等も含む)	

※ 震度が確認できない場合等で参集の判断ができないときは、進んで各参集場所に参集する。

4 設置等

(1) 設置基準

市災害対策本部が設置された場合に、市医療本部長 (健康福祉部次長) の指示に基づき設置します。ただし、要員の参集基準に基づく自動参集の場合は、市医療本部長 (健康福祉部次長) の指示を待たずに、参集と同時に設置し、医療救護班を編成して活動を開始します。

(2) 設置場所

市域を4つの地区に分け、次の場所に設置します。

(災害時の医療救護活動に関する協定書(医師会等)に付随する「覚書」にも併せて記載。)